

新型コロナに関する令和6年4月以降の対応 ①

～R6.3.31

R6.4.1～

1 医療提供体制

外来医療

外来対応医療機関(※)で診療・検査を実施
※発熱患者等の診療を行う医療機関として、県が指定。
名称は県HPで公表。

広く一般の医療機関による対応に移行

入院医療

幅広い医療機関での受入体制の確保を促進
入院者数の増加状況に応じて、重症者・中等症Ⅱ患者を中心に
対応する病床の確保

確保病床によらない形での入院に移行

入院調整

全ての患者を医療機関間で調整
(県の入院調整の枠組みは全て終了)

患者の費用負担 (外来)

新型コロナウイルス感染症治療薬※以外は自己負担
新型コロナウイルス感染症治療薬※も一定の自己負担

公費支援は終了し、医療保険の自己負担割合に応じて負担
他の疾病と同様に、高額療養費制度が適用

患者の費用負担 (入院)

高額療養費の自己負担限度額から1万円を減額

廃止(終了)

※厚生労働省が設置している新型コロナウイルス感染症
電話相談窓口は、4月以降も継続予定

2 検査・相談・療養体制

相談体制

健康相談コールセンター
(平日夜間:19時～翌8時、土日・祝日:24時間)【令和6年3月末まで】